

# 第8回那須塩原市法定外目的税検討委員会

---

日時：令和8年10月1日（木） 15：00～

場所：東那須野公民館 大研修室

## 次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議題
  - (1) 第7回委員会の振り返り及び懸念事項への検証結果について
  - (2) 宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について
  - (3) 導入スケジュール（案）
  - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉会

議題(1)

第7回委員会の振り返り及び  
懸念事項への検証結果について

## 前回の主なご意見と対応方針の整理

### 1. 使途の方向性について

#### ① 長期的な視点に基づく施策の必要性

- ・ 予算消費型の事業ではなく、那須塩原市全体の魅力を高め、将来にわたり稼働率向上や来訪者増加に繋がる長期的・戦略的な使途も必要である。（ブランディング、DMOの司令塔となる専門人材確保、二次交通・アクセス基盤の強化、観光インフラ整備等への活用）

→ 使途案として検討し、使途検討組織において協議する。

#### ② ビジネス需要への配慮

- ・ ビジネス目的の宿泊者や平場の事業者にとっても納得感・還元性がある使途も必要である。
- ・ 「観光地」という用語の定義や発信方法について、観光客だけでなくビジネス客含むすべての来訪者に配慮した表現へ工夫すべきである。

→ 『宿泊税の目的』を、ビジネス客も含む『来訪者』とするなど、表現を修正。

#### ③ 栃木県による宿泊税検討への懸念

- ・ 県による宿泊税導入の動きがある中、二重課税感や市町村への配分率低下の懸念があるため、市主導での先行整備も重要ではないか。

→ 県と市では担うべき行政役割や直面する課題が異なるため、市独自の整備を進めつつ、引き続き県の動向を注視していく。

## 前回の主なご意見と対応方針の整理

### 2.制度設計について

#### ①税率や課税免除などの基本的な制度設計の確認

- ・段階的定額制や定率制は宿泊料と食事代の区分など事業者の事務負担が非常に大きいことから、分かりやすさと負担軽減、税收確保を総合的に考慮した「一律定額200円」の妥当性が確認された。
- ・12歳未満と修学旅行については課税免除とするが、年齢要件については小学生の年齢を明確に対象とする規定について確認された。

#### ②システム改修費補助金の引き上げ

- ・事業者説明会等での補助上限額引上げの要望を受け、補助上限額を50万円から**100万円**（補助率50%）に引き上げ、ホームページ編集費も対象に追加する方針が確認された。

#### ③制度の見直し規定

- ・導入3年後、以降5年ごとの見直しは、廃止も含めた検討となるのか。

→柔軟な見直しの実施とする。

#### ④DX・事前決済への対応と現場負担の軽減

- ・スマートチェックインやOTA（オンライン旅行会社）を通じた事前決済システム等において、宿泊税（200円）を事前徴収・自動処理できる仕組みを構築できれば、フロントでの対面業務や人員配置の負担は大きく軽減できるとする事例が紹介された。（システム改修・旅行会社との交渉が必要）

#### ⑤ノーショー（無断キャンセル）の懸念

- ・未決済時のノーショーによる未回収リスクについては、弁護士と提携して対応しているケースなどの事例が紹介された。

## 前回の主なご意見と対応方針の整理

### 3.その他

#### ①法定外目的税検討委員会の役割と組織の整理

- ・本委員会の位置づけや引き続き観光財源を検討するため、組織の今後の存続について整理する。
- 『意見書』提出をもって一定の役割を終え、使途検討組織へ移行。

#### ②理解促進のためのデータと根拠の提示

- ・先行事例において「宿泊税導入＝宿泊者減・ビジネス客離れ」に繋がっていないデータを提示すること。

→資料1を参照。

#### ③導入ロードマップ（スケジュール）の提示

- ・市議会への上程、総務省協議、事業者向け周知期間など、導入に向けた具体的なスケジュールを提示すること。

→資料2を参照。

#### ④使途検討組織へのビジネス事業者の参画

- ・今後設置される使途検討組織において、ビジネスホテル関係者等の意見も直接反映できる体制を検討すること。

→使途検討委員会にビジネスホテル関係者を参画させる体制を構築。

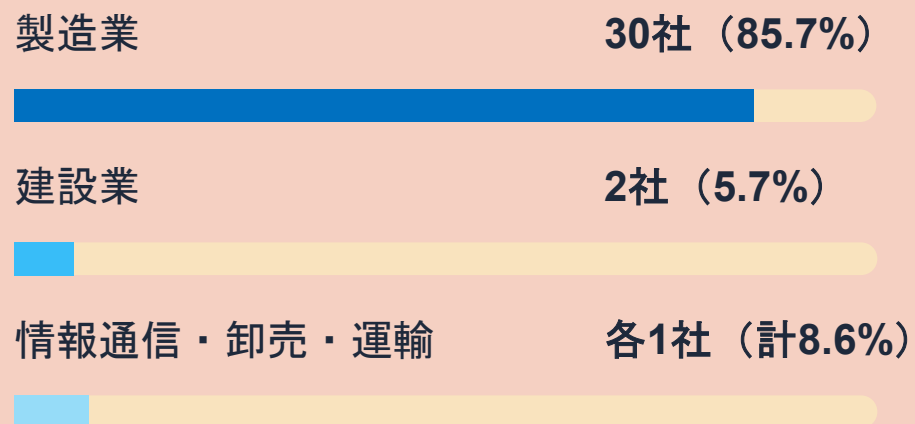
## 市内企業アンケート調査結果 ～ビジネス客・出張手当への影響検証～

### 実施概要

- 実施目的  
本市固有の実態を把握するため、『企業アンケート調査』を実施。
- 実施期間  
令和8年9月7日（月）～9月17日（木）
- アンケートの目的  
宿泊税導入に伴う出張旅費規定の運用やビジネス利用への影響に関する実態調査を実施
- 対象  
市内および近隣市町の主要立地企業・事業所 69社
- 手法  
WEBアンケートおよびヒアリングを実施
- 回答数  
35件

## 市内企業アンケート調査結果 ～ビジネス客・出張手当への影響検証～

### 業種別構成比（N=35）

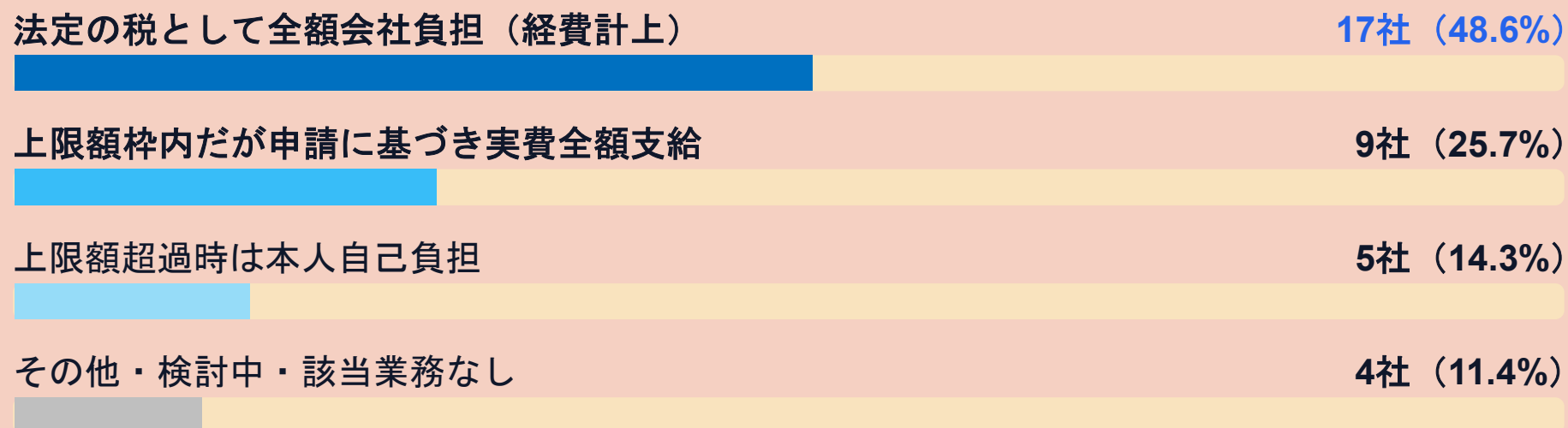


### 従業員規模（企業全体）

|                  |            |
|------------------|------------|
| 10～49人           | 12社（34.3%） |
| 50～199人          | 10社（28.6%） |
| 1,000人以上         | 5社（14.3%）  |
| 200～999人 / 10人未満 | 8社（22.9%）  |

## 市内企業アンケート調査結果 ～ビジネス客・出張手当への影響検証～

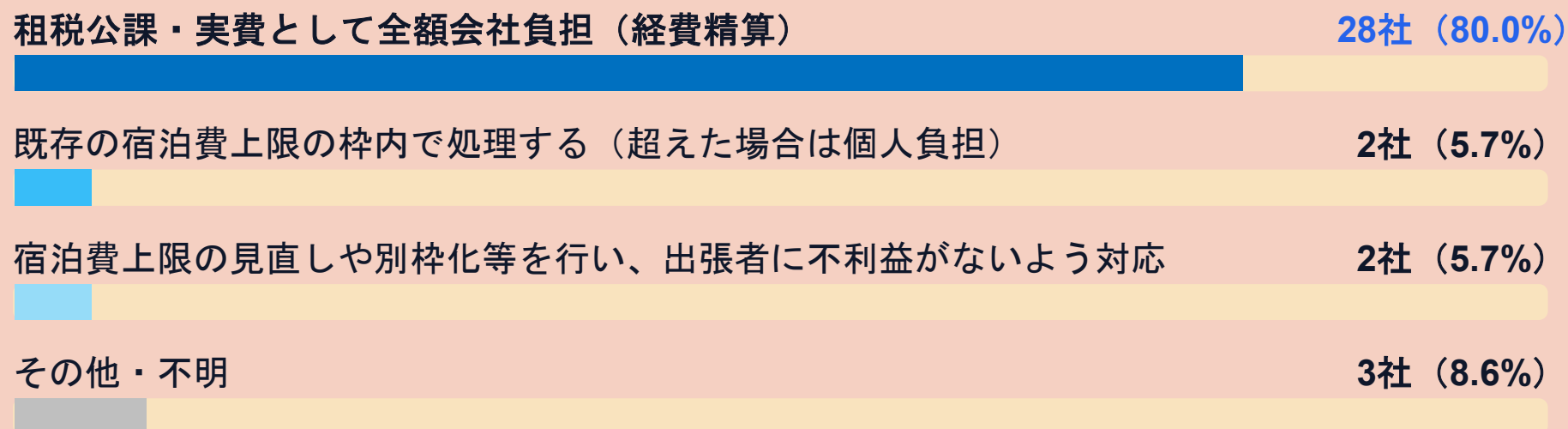
### Q1.出張旅費の精算時、宿泊費とは別に発生する実費（入湯税等）の処理について



**74.3%の企業が入湯税等の実費をすでに会社支給**

## 市内企業アンケート調査結果 ～ビジネス客・出張手当への影響検証～

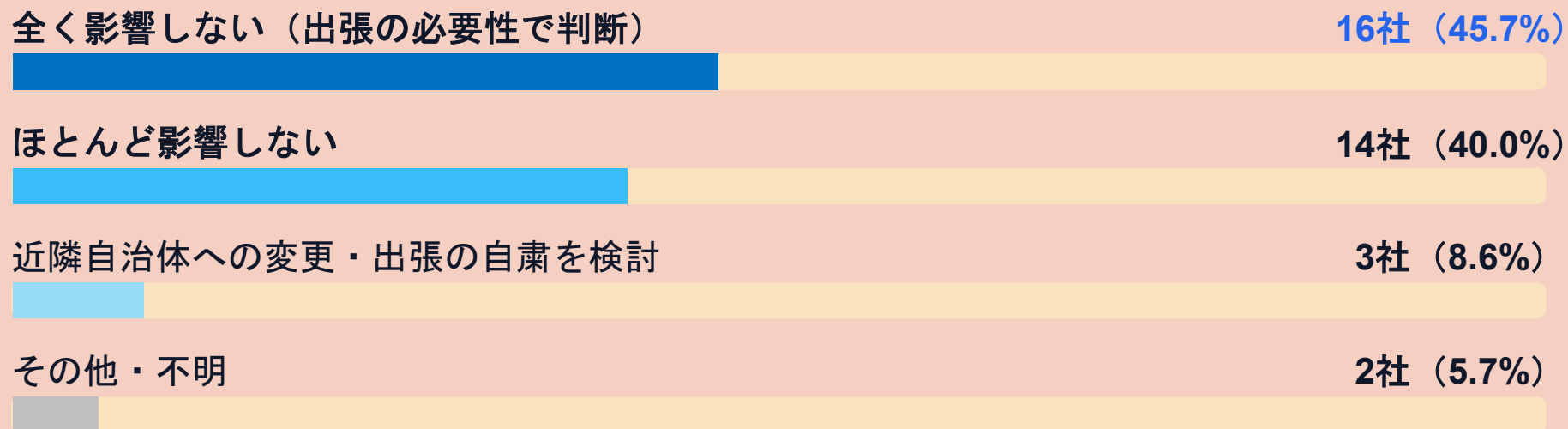
Q2.本市（または出張先自治体）で宿泊税が課税された場合、社内旅費の精算上の扱いについて



宿泊税は80%が「租税公課」として会社負担

## 市内企業アンケート調査結果 ～ビジネス客・出張手当への影響検証～

Q3.宿泊税の導入（1泊200円程度）によって、出張頻度や市内ビジネスホテルの利用意向に変化は生じますか



### 85.7%が「影響なし」と回答

業務上の必要性に基づく出張であり、1泊200円ほどの課税による計画変更やホテル忌避は極小と考えられる。

## 議題(2)

宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について

## 宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について

### 宿泊税の目的（修正前）

新幹線駅を起点とする高い利便性を活かし、四季折々の自然、温泉、酪農、文化などの観光資源を磨き上げ、将来にわたり持続可能な観光地であり続けることを目指して、旅行者の受入環境の充実又は観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

### 宿泊税の目的（修正後）

新幹線駅を起点とする高い利便性を活かし、四季折々の自然や温泉、**産業**、文化などの**地域資源**を磨き上げ、**まち全体の魅力を高める**とともに、**多様な来訪者の滞在**環境の充実と持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

※狭義の観光や観光客に限定しない、市全体の魅力向上を掲げ、さまざまな来訪者の滞在する環境を充実させて満足度の向上を目指すとする表現に修正

## 宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について

### 観光マスタープランの基本方針

#### 基本方針 1 持続的かつ競争力のある観光地域づくり

施策 1 魅力的な観光商品・サービス開発の推進

施策 2 競争力の強化

施策 3 SDGsツーリズムの実現

#### 基本方針 3 観光客受入のための社会基盤の強化

施策 1 「賑わい」のある空間づくり

施策 2 「快適さ」の追求と「不便さ」の解消

施策 3 「安心・安全」の管理

施策 4 社会的要請に応じた環境づくり

#### 基本方針 2 観光客の来訪促進

施策 1 国内観光客を対象とした施策の推進

施策 2 訪日外国人旅行者を対象とした施策の推進

施策 3 ターゲットの明確化による効果的な情報発信及び  
集客イベントの実施

#### 基本方針 4 強靱な観光地経営基盤づくり

施策 1 多様な関係者の連携

施策 2 地域観光消費額の拡大と安定的な財源の確保

施策 3 観光人材の確保と育成

施策 4 広域連携の推進

### 使途方針の整理

#### 1. 地域資源の保全・継承

【4W&H: 地域資源／基本方針 1】

#### 2. まち全体の魅力向上と来訪促進

【4W&H: 観光客／基本方針 2】

#### 3. 滞在環境の充実

【4W&H: 観光客・地域産業／基本方針 3】

#### 4. 観光地経営と人材育成

【4W&H: 地域産業、地域コミュニティ／基本方針 4】

#### 5. 持続可能な観光基金

#### 6. 宿泊税の徴収に係る経費

## 宿泊税の制度設計案及び使用方針（案）について

### 那須塩原市の使用項目（案）

| 使用項目                       |                 | 事業案                                                            |
|----------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. <b>地域</b> 資源の保全・継承      | 自然、景観資源の維持管理    | 遊歩道・木道等の清掃や維持補修、遊歩道の整備、修景伐採など                                  |
|                            | 歴史・文化遺産の保存・継承   | 歴史的建造物や文化財、神社仏閣の修繕支援、地域の伝統行事や祭りの後継者育成、衣装や道具の修繕支援など             |
| 2. まち全体の魅力向上と来訪促進          | 高付加価値化・コンテンツ開発  | 地域の強みを活かした高付加価値コンテンツの造成、冬季コンテンツ・ナイトコンテンツの造成、空き家・空き店舗の活用など      |
|                            | プロモーション・情報発信    | 戦略的マーケティングに基づくプロモーション・情報発信の実施(写真・動画コンテンツ制作、SNS広告、インフルエンサー誘致など) |
| 3. <b>滞在</b> 環境の <b>充実</b> | 二次交通・アクセス強化     | シャトルバスの運行、ライドシェアやシェアサイクルの導入・拡充など                               |
|                            | 観光利便性・DXの推進     | Wi-Fi整備、トイレ整備、観光DXの推進(観光案内アプリ開発、キャッシュレス化支援等)など                 |
|                            | ユニバーサルデザイン・多言語化 | バリアフリー化支援、多言語対応案内の整備など                                         |

## 宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について

### 那須塩原市の使途項目

| 使途項目           |                | 事業案                              |
|----------------|----------------|----------------------------------|
| 4. 観光地経営と人材育成  | 推進体制の強化と人材確保   | DMOの専門人材登用・雇用維持、観光人材育成・人材確保支援策など |
|                | データに基づく観光戦略の推進 | 人流・消費データの収集・分析など                 |
| 5. 持続可能な観光基金   |                | 災害や感染症対策、大規模プロジェクトに備える基金への積み立て   |
| 6. 宿泊税の徴収に係る経費 |                | 課税徴収事務費、特別徴収事務手数料、周知に係る費用など      |

※一般財源と明確に整理するため、税収は一度基金に積み立てた上で事業に充当する。

※毎年度の事業については、別途使途を検討する組織を設置する。

## 宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について

### 制度設計一覧

| 項目        | 内容                                                                                   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税客体      | 那須塩原市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 |
| 課税標準      | 上記施設における宿泊数                                                                          |
| 納税義務者     | 上記施設における宿泊者                                                                          |
| 税率        | 定額（200円）                                                                             |
| 徴収方法      | 特別徴収                                                                                 |
| システム改修費補助 | 補助率50%（上限100万円）                                                                      |
| 特別徴収事務手数料 | 納期内納入額の2.5%（導入から5年間は+0.5%）                                                           |
| 免税点       | 設定しない                                                                                |
| 課税免除      | ・ 年齢12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者<br>・ 修学旅行等の参加者（引率者含む）                                |
| 制度見直し期間   | 導入から3年、以降は5年ごとに検討                                                                    |
| 罰則規定      | 帳簿の記載義務違反等に関する罪<br>納税管理人に係る不申告に関する過料                                                 |

## 宿泊税の制度設計案及び使途方針（案）について

### 組織の整理

#### 法定外目的税検討委員会

- 位置づけ：要望書が提出された「宿泊税」についての議論を行う場として整理。
- 今後の扱い：「意見書」をまとめた段階で一定の役割を完了。
- 観光財源の検討：将来的に広義の観光税等の議論が生じた場合は、必要な時期に要綱改正を行い新たな枠組みで再編。

#### 宿泊税使途検討委員会（仮称）

- 位置づけ：宿泊税の使途の協議と充当実績を検証する組織として設置する。
- 参画構成案：観光関係事業者、宿泊関係事業者、商工関係事業者、交通関係事業者